

宮人委職第1082号

平成23年11月2日



宮崎県議会議長 外山三博 殿

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

宮崎県人事委員会

委員長 村社秀継

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1 報 告 -----	1
はじめに -----	1
I 職員の給与について	
1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方 -----	2
2 物価・生計費等 -----	3
3 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告 -----	3
4 民間給与との較差に基づく給与改定 -----	7
5 給与制度における課題 -----	14
II 公務運営の改善について	
1 人材の確保・育成 -----	15
2 女性職員の育成・登用の推進 -----	16
3 高齢期の雇用問題 -----	17
4 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備 -----	17
5 信頼の確保 -----	20
III 勧告実施の要請 -----	21
別紙第2 勧 告 -----	23

別紙第 1

報 告

はじめに

公務員の給与の決定については、団体交渉権及び争議権を制約され、民間のように労使間の交渉で給与を決めることのできないことに対する代償措置として、国家公務員については人事院が、また、都道府県等の地方公務員については、全国の人事委員会が民間企業の給与の調査を毎年行い、その水準と均衡するように公務員給与の制度・水準の是正について勧告を行っているところである。

平成20年6月に制定された国家公務員制度改革基本法に基づく国家公務員制度改革では、公務員制度の抜本的な改革策の一つとして、労使が主体的に人事給与制度改革に取り組むことができるように、労使交渉で給与を決定することが目指されているところである。現在、これらを実現するため、非現業国家公務員への労働協約締結権の付与や人事院勧告制度の廃止などを規定した国家公務員制度改革関連4法案が平成23年6月に国会に提出され、継続審議となっている。

また、地方公務員においても、今後国家公務員制度の改正に併せ、国の措置に準じる形での制度改革が検討されることになっている。

更に、このような中、近年の厳しい国の財政状況に加え、本年発生した東日本大震災に対処するための一層の歳出削減を図るため、現在、国家公務員の給与を削減する特例法案が国会に提出されている。

これに対し、人事院は当特例法案が、国家公務員の労働基本権を制約している現行の法制度の下で給与勧告を踏まえていないこと等に懸念を示し、労働基本権制約の代償措置としての機能を果たすべく、本年9月30日に勧告を行ったところである。

本県においても、人事委員会が地方公務員法に基づいて職員の労働基本

権制約の代償措置としての機能を果たすために、職員の給与及び公務運営の諸課題について、報告及び勧告を行うこととする。

I 職員の給与について

1 給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考えている。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、生計費をはじめ、国や他の地方公共団体の職員とともに民間事業の従事者の給与のほか、その他の事情を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与勧告を行ってきた。

このような中、平成17年には、給与制度の抜本的な見直しとして給料表水準の引下げや昇給制度及び諸手当制度の改正を勧告するとともに、平成22年においては、55歳を超える職員等の給料及び管理職手当の引下げを含む月例給の改定及び特別給の引下げ改定を勧告するなど、民間給与水準の的確な反映に努めてきたところである。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、均衡の原則に基づき、地域の民間給与の状況に加え、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、その他の事情を総合的に考慮することが適当であると考えている。

2 物価・生計費等

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては0.4%、宮崎市においては0.3%それぞれ下落している。

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎に算定した本年4月における宮崎市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ164,384円、190,356円及び216,321円となっている。

(3) 国家公務員と県職員との給与比較

総務省による地方公務員給与実態調査の結果によると、平成22年4月1日現在において、国家公務員の俸給を100とした場合における本県職員の給料のラスパイレズ指数は98.8となっている。

3 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、本年9月30日、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

この中で、給与の改定等について述べるとともに、国家公務員制度改革についての報告を行っており、その概要は以下のとおりである。

(1) 民間給与との較差に基づく給与改定

全国から層化無作為抽出法によって抽出した約10,500の事業所を対象に、「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施したところ、

本年4月時点で、公務員の月例給与が民間給与を899円（0.23%）上回っていることが判明したことから、これに見合うよう月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断したとしている。

俸給表の改定については、民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた引下げを行うとしている。

また、特別給の支給割合については、東北3県を除いた本年の職種別民間給与実態調査の結果では3.99月（3.987月）であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月高く出ること、今夏の東北3県の民間ボーナス状況は厳しいとみられることから、改定見送りとしている。

さらに、本年の給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、給与の遡及改定は行わないが、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消させる観点からの所要の調整を12月期の期末手当において行うとしている。

このほか、委員、顧問、参与等の手当について支給限度額に関する所要の改定を行うとしている。

(2) 給与制度の改正等

平成18年度から実施してきた給与構造改革においては、俸給表水準の平均約4.8%（最大約7%）の引下げを行う一方で、俸給の基本給としての性格を考慮し、平成18年3月31日に受けていた俸給月額に達するまでの間は経過措置を設けて段階的に実施することとしたが、この経過措置額として支給されている俸給について、平成24年度は2分の1（上限10,000円）を減額し、残りについては平成25年4月1日に廃止することとしている。

また、経過措置額の廃止に伴って生じる原資を用いて、給与構造

改革期間中の4年間にわたり全職員について1号俸抑制してきた昇給を、若年・中堅層を中心に回復するとしている。

なお、今後の取組としては、定年延長を見据えて、来年度以降、高齢層における官民の給与格差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しの検討を進めるとしている。

さらに、民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象となる産業の拡大や職種（役職）の定義、官民比較における対応関係の見直し等について検討を行い、来年度以降必要な対応を行うとしている。

(3) 給与減額支給措置に対する人事院の考え方

本年6月に、内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」については、給与勧告を踏まえることなく法案が国会に提出され、また、3か年度にわたり減額支給措置が行われることが、国家公務員法の趣旨に照らし問題があると指摘している。

また、法案の提出に至る過程においても一部の職員団体としか合意に至っておらず、この法案による給与減額支給措置が行われることにより、労働基本権制約の代償措置が本来の機能を果たしていないこととならないか強い懸念を持っているとし、今後は、国会において審議を尽くしていただきたいとしている。

(4) 国家公務員制度改革

国家公務員制度は行政の基盤であり、その改革は国民生活に広く影響するため、基本的な枠組みの改革は、行政の特質や基本理念を踏まえ、国民の十分な理解と納得を得て進めることが求められると

している。

まず、国家公務員が中立・公正に職務を遂行するためには、これまで人事院が担ってきた人事行政の公正を確保する機能が、今後も制度的に十分確保される必要があり、採用試験については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行い、また、幹部職員人事については、あらかじめ定められた客観的な基準や手続により行われるなど更に具体的措置が必要であるとしている。

また、協約締結権付与については、その必要性と国民の利害・得失を明確化するとともに、勤務条件法定主義の下で、法律事項と労使交渉のみで決定できる事項の整理などの適切な制度設計を行う必要があるとしている。

さらには、複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定について、一部の労働組合との交渉が不調となった場合の仲裁裁定と団体協約の関係や労働組合の加入者が職員の過半数に満たない場合の未加入職員の勤務条件の決定方法などについて整理する必要があるとしている。

(5) 職員の人事管理

能力・実績に基づいた人事管理を推進していくために、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組むことについての必要性や重要性を述べるとともに、これらの人事管理の見直しとなる人事評価制度について、適切な運用が図られるよう、各府省に対し必要な指導や支援を行っていくとしている。

また、職員の職場環境の整備として、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、短期間の取得者の期末手当の支給割合の見直

しや、超過勤務の縮減及び心の健康づくり対策への取組について述べている。

4 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 県職員と民間の給与等の状況

ア 県職員の給与等の状況

この報告の対象となる職員は、「職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）及び「市町村立学校職員の給与等に関する条例」（以下「市町村給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「県職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職又は医療職の給料表の適用を受けている。

これらの県職員について、本委員会は平成23年4月1日現在で「平成23年県職員給与等実態調査」を実施した。その主な調査結果は、表1のとおりである。

表1 平成23年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全職員	人 15,593	歳 43.3	% 66.3	% 33.7	% 78.6	% 7.6	% 12.9	% 0.9
うち行政職員	4,325	43.2	80.2	19.8	66.5	4.4	26.2	2.9

※1 行政職員とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける県職員のことである。
 ※2 学歴別人員構成比の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

給料表の区分	平均給与 月 額	給料月額	扶養 手当	地域 手当	管理職 手 当	住居 手当	その他
	円						
全 職 員	394,537	366,779	11,898	397	4,715	7,513	3,236
うち行政職員	368,296	340,803	13,726	787	5,204	6,598	1,178

※1 その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。

※2 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。

その他の県職員の給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

イ 民間の給与等の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所321事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した114事業所を対象として「平成23年職種別民間給与実態調査」を実施した。この中で、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職、年齢、学歴、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に春季給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況、雇用調整の実施状況等について調査した。

その主な調査結果は次のとおりである。

[初任給等の状況]

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表2に示すとおりである。新規学卒者の採用を行った事業所の割合は大学卒で27.2%（昨年13.8%）、高校卒で24.0%（同11.6%）となっており、昨年に比べ増加してい

る。

表2 民間における初任給の改定状況等

項目 学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の 平均額 円
	採用 あり	初任給の改定状況			採用 なし	
		増額	据置き	減額		
大学卒	27.2	(13.3)	(86.7)	0.0	72.8	179,532
高校卒	24.0	(22.3)	(77.7)	0.0	76.0	140,759

※（ ）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

[給与改定の状況]

表3に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は21.4%となっており、昨年（13.0%）に比べて増加している。

表3 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係 員	21.4	19.0	0.8	58.8
課長級	19.0	16.5	0.0	64.5

※ 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

また、表4に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は83.1%と昨年（61.0%）に比べて増加している。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合が33.5%と昨年（20.3%）に比べて増加している一方、減額となっている事業所の割合も9.8%と昨年（2.0%）に比

べて増加している。

表4 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		定期昇給 実 施	増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	87.0	83.1	33.5	9.8	39.8	3.8	13.0
課長級	73.4	69.4	26.7	11.9	30.9	4.0	26.6

※1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

※2 各欄の計は4捨5入の関係で必ずしも100%にはならない。

[雇用調整の実施状況]

表5に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況を見ると、平成23年1月以降に何らかの雇用調整を実施した事業所の割合は21.0%となっており、昨年（39.8%）に比べて減少している。

表5 民間における雇用調整の実施状況

項 目	実施事業所割合
採 用 の 停 止 ・ 抑 制	12.6%
転 籍 出 向	8.7%
希 望 退 職 者 の 募 集	1.6%
正 社 員 の 解 雇	0%
部 門 の 整 理 閉 鎖 ・ 部 門 間 の 配 転	5.0%
業 務 の 外 部 委 託 ・ 一 部 職 種 の 派 遣 社 員 等 へ の 転 換	1.2%
残 業 の 規 制	4.9%
一 時 帰 休 ・ 休 業	3.0%
ワ ー ク シ ェ ア リ ン グ	0.6%
賃 金 カ ッ ト	2.1%
計	21.0%

※ 項目については、複数回答である。

[特別給の支給状況]

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の割合（以下「支給月数」という。）は、表6に示すとおり3.95月分に相当している。

表6 民間における特別給の支給状況

項	目	金額等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	295,801円
	上半期（A2）	294,213円
特別給の支給額	下半期（B1）	573,535円
	上半期（B2）	592,803円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	1.94月分
	上半期（B2/A2）	2.01月分
	年間計	3.95月分

※1 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

その他の民間給与の状況については、別添2参考資料のとおりである。

(2) 民間給与との比較

ア 月例給

本委員会は、「平成23年県職員給与等実態調査」及び「平成23年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表7上段に示すとおり、行政職員の給与が民

間給与を 1,071円（0.29%）上回っている。

また、現在、特例措置として実施されている「知事等の給与の特例に関する条例」による管理職手当の10%の減額後の実支給額で同様の比較を行うと、表7下段のとおり、行政職員の給与が民間給与を536円（0.15%）上回っている。同条例による管理職手当の減額は時限的、特例的な措置であることから、民間の給与との較差の算定は当該措置がないものとした場合の行政職員の給与に基づいて行うのが適当であると考えます。

表7 県職員給与と民間給与との較差

行政職給料表関係		較差 (A-B)
民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	$\left[\frac{(A-B)}{B} \times 100 \right]$
369,019円	給与減額前 370,090円	△1,071円 (△0.29%)
	給与減額後 369,555円	△536円 (△0.15%)

※1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

※2 給与減額前・後とは、「知事等の給与の特例に関する条例」による管理職手当の10%減額措置前及び減額措置後の額とそれに基づく公民較差を示している。

イ 特別給

県職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は3.95月であるが、民間の支給月数は前述のとおり3.95月となっている。

(3) 本年の給与の改定

県職員の給与決定の要素となる物価・生計費等の状況、国家公務員の給与及び民間給与の実態の概要は、以上の報告のとおりである。

本委員会は、地方公務員法の定める「均衡の原則」に基づいて、

これらの諸事情を総合的に勘案した結果、県職員の月例給及び特別給について次のとおりとする必要があると判断した。

ア 月例給

県職員の給与が民間の給与を上回っており、人事院勧告の改定内容を踏まえ、月例給を次のとおり改定する必要がある。

まず、各給料表については、本県における民間との較差等を考慮し、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。また、給与条例教育職給料表（二）及び市町村給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

この場合、平成18年度からの給与制度の見直しによる新給料表の適用に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても引き下げることとし、その引下げ後の額は、人事院勧告に準じて、平成18年3月31日において受けていた給料月額に100分の99.1（平成21年12月1日において職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第76号）附則第7条第1項第1号に掲げる職員であった者以外の職員については、100分の99.34）を乗じて得た額とする。

イ 特別給

人事院勧告では、東北3県を除いた民間事業所の支給は、3.99月であるが、東北3県の経済状況等を考慮して、特別給の改定は見送ることとしている。

また、県職員の期末手当・勤勉手当の支給月数は3.95月で、民間の支給月数と均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

ウ 改定の実施時期等

本年の給与改定は、県職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、給与の遡及改定は行わず、この改定を実施するための条例の規定は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとする必要がある。

なお、月例給の引下げ改定を行った平成15年、平成17年、平成21年及び昨年と同様、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る民間給与との較差相当分を解消させる観点からの所要の措置を、12月期の期末手当において講じる必要がある。

この場合、人事院勧告に準じて、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける行政職員によって行政職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

本県における調整率は、 $\Delta 0.39\%$ となり、以上の結果、行政職員の平均年間給与は、改定前に比べ17,000円（0.3%）減少することとなる。

5 給与制度における課題

本県の給与制度における課題について、次のとおり検討を行ったところである。

(1) 勤務実績の給与への反映

職員の給与においては、職員の実績や能力を的確に反映させていくことが重要であり、平成18年度から導入された新たな昇給制度や勤勉手当制度について適切に運用していく必要がある。

(2) 給与構造改革に伴う経過措置額の段階的廃止等

人事院は、高齢層における官民の給与較差について公務が民間を相当程度上回っており、また、平成25年度からの定年の段階的な引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があることから、給与構造改革における経過措置額を平成24年度から段階的に廃止すること、併せて給与構造改革で抑制した昇給を回復することを勧告している。

本県においても、経過措置額の受給者は高齢層が半数以上を占めており、公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴う定年延長を見据えた高齢層給与の見直しが必要である。

これらを踏まえ、給与構造改革に伴う経過措置額の廃止及び昇給抑制の回復措置については、国や他の地方公共団体の動向を注視し、本県の実情を考慮しながら検討していく必要がある。

Ⅱ 公務運営の改善について

1 人材の確保・育成

社会経済情勢が大きく変化する中、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、これまで以上に優れた資質と公務に対する強い意欲を持った有為な人材を確保・育成していくことが、極めて重要な課題となっている。

このような中、本県では、「宮崎県行財政改革大綱2007」に続き、本年6月に策定した「みやざき行財政改革プラン」に基づき、総職員数の削減を図りながら、行財政改革に取り組んでいるところであり、今後も、中長期的な視点に立った計画的な人材確保・育成が求められ

ている。

人材確保については、これまでも職員採用試験における受験者の確保に努めるとともに、より人物を重視した試験制度への改善等に取り組んできたところであるが、今後とも、国や他の地方公共団体の動向等に留意しながら、多様で有為な人材の確保に向けて検討していく必要がある。

一方、人材育成については、各任命権者において、様々な取組がなされているところであるが、限られた人員の下、効率的な行政運営を進めていくためには、職員の意識改革や研修の充実等を通じて、職員の一層の資質向上を図るとともに、公正で透明性の高い人事評価を実施するなど、能力・実績に基づく人事管理を推進していく必要がある。

2 女性職員の育成・登用の推進

本県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会を実現することを目指し、「みやざき男女共同参画プラン（改訂版）」等に基づき、様々な取組が進められている。

男女がともに県の政策・方針決定過程に参画することは、男女共同参画社会の実現の基盤をなすとともに、多様で高度化する県民ニーズに対応し、県民本位の行政を実現する観点からも、積極的に取り組むべき課題である。

このため、引き続き、女性職員が意欲を持って働くことができるような環境整備に取り組むとともに、女性職員の計画的な育成に努めつつ、管理職への登用をはじめ意欲と能力のある人材を各分野で積極的に登用していく必要がある。

3 高齢期の雇用問題

人事院は、今般、国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当であると認め、国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

この中において、人事院は、定年の引上げを行うに当たり、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳を超える職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定することとしている。また、能力・実績に基づく人事管理の徹底や管理職の役職定年制の導入等によって組織活力を維持するとともに、短時間勤務制の導入等によって多様な働き方を選択できるようにするなどの措置を講じながら、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しつつ、職員の能力を十分活用していくことが適当であるとしている。

地方公務員の定年については、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされていることから、人事院の意見の申出を踏まえた法制化の状況や他の地方公共団体の動向等を注視しながら、本県における高齢期雇用をめぐる様々な課題について早急に検討していく必要がある。

4 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、より質の高い公共サービスを提供していくためには、それらを担う職員一人ひとりが使命感や充実感を感じながら職務に取り組むとともに、家庭や地域社会においてもライフ・ステージに応じて多様な生き方が実現できる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進を図ることが重要である。

また、仕事と生活の調和の実現に向けて勤務環境を整備していくことは、有為な人材の確保・育成・定着にもつながるものである。

このため、時間外勤務の縮減、子育て・介護と仕事の両立のための支援、心身の健康管理の推進など、「みやざき行財政改革プラン」に基づく取組を一層推進していく必要がある。

(1) 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減については、職員の心身両面の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持等の観点から重要な課題であり、本委員会としても毎年の報告で言及してきたところである。

各任命権者においては、事務の簡素合理化等のもとより、一斉定時退庁日の設定、業務執行計画の作成や事前命令の徹底など、一層の縮減を図る取組を進めているところであるが、依然として時間外勤務の多い職場が見受けられる。恒常的な長時間勤務は、健康面だけでなく、仕事と生活の調和の推進を図る上でも多大な影響を及ぼすことから、今後とも、時間外勤務の縮減に向けた取組の強化を図るとともに、管理・監督者が、職員の健康等に配慮しつつ、職員の勤務実態に応じた適切な業務運営を図るなど、より実効性のある対策を講じる必要がある。

(2) 子育て・介護と仕事の両立のための支援

少子高齢化が進行する中、職員が子育てや介護をしながら安心して職務に取り組むことができるよう環境を整備する必要がある。

昨年4月に各任命権者が策定した「特定事業主行動計画（第2期）」においては、女性職員に対する妊娠・出産から職場復帰に至るまでの仕事と家庭の両立を支援する取組のほか、男性職員の育児参加を

推進するため、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備を図ることとしている。

今回人事院は、期末手当について、1回の承認に係る期間が1か月以下である育児休業を取得した職員について、支給割合を減じないための措置を、本年12月期の期末手当より講ずることとしている。本県においても、男性の育児休業取得促進の観点から、制度の見直しを検討する必要がある。

また、介護を行う職員に対しては、昨年度、短期介護休暇が創設されたところであり、制度が有効に活用されるため、一層の周知促進を図る必要がある。

以上のような各種の支援のための制度の活用や特定事業主行動計画の実施に当たっては、それらの浸透や定着化を図るため、周知のための工夫、職員の意識改革、制度を活用しやすい環境づくりなど、より実効性のある取組とするよう配慮していく必要がある。

(3) 心身の健康管理の推進

心身の健康管理については、これまでも各任命権者において種々の対策がとられているところであるが、引き続き、年次休暇の計画的な取得促進やメンタルヘルス対策、生活習慣病対策等の充実に努めることが求められる。

特に、メンタルヘルス対策については、休職の原因である傷病のうち、メンタル面に起因する傷病の占める割合が年々増加しており、本県においても人事管理上の課題となっている。

メンタルヘルス対策については、職員自身が、自らのストレスに気づき、適切に対処できるようセルフケアの知識を修得することが重要であり、また、管理・監督者は、部下職員のストレス要因の軽

減・除去の他、職場の良好な人間関係づくりに努める必要がある。

各任命権者においては、職員への情報の提供、管理・監督者への研修等や相談体制の充実を図るとともに、発生予防から職場復帰に至るまでの支援体制が整備されているところであるが、今後はこれらの制度等のより効果的な運用を図っていく必要がある。

(4) 職場における執務環境の改善

職場における執務環境を改善していくことは、職員が意欲的・効率的に業務を処理していく上で必要不可欠であることから、今後とも安全衛生の確保とともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの防止などに十分配慮する必要がある。

特に、これらのハラスメントについては、職員に大きなストレスを与え、メンタルヘルスとの関わりも大きい。

このため、管理・監督者が職員の状況を把握し、働きやすい風通しのよい職場環境づくりに取り組むとともに、苦情や相談に適時適切に対応するなど、その対策を一層充実させる必要がある。

なお、執務環境や勤務条件に関する職員の不満や悩みに対応していくため、本委員会においても、各任命権者との連携により、職員の苦情相談制度を引き続き適切に実施していくこととする。

5 信頼の確保

県民本位の県政を推進し的確に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を持ち、県民の信頼を確保することが最も重要である。

そのため、本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及し、各任命権者においても様々な取組が行わ

れているが、職員による公用郵便切手の横領事件や盗撮事件など、いまだに、県民の信頼を損なう不祥事が発生している。

職員は、一人ひとりが常に県民全体の奉仕者として、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して、公務員倫理、服務規律の確保に努める必要がある。

各任命権者においては、これまで以上に職場での指導や研修を通じて、職員への法令遵守意識及び服務規律の徹底を図り、県民の信頼確保に努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項、給与・勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は以上のとおりであり、その結果、本年の勧告においては、月例給の引下げを行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告を踏まえた結果、3年連続で減額という厳しい勧告内容となっている。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

以上、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第2の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

1 改定の内容

(1) 給料表

各給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記のとおり改定すること。

(2) 経過措置額の改定

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が、同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年宮崎県条例第47号。アにおいて「平成21年改正条例」という）の施行の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうちその

職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の99.0を乗じて得た額）を給料として支給すること。

ア 平成21年改正条例附則第7条第1項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

イ アに掲げる職員以外の職員（医療職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.34

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

(2) 平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成23年12月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例第8条の規定その他の期末手当に係る規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しないこととすること。

ア 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの期間において職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務

の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成17年改正条例附則第7条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の0.39を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

イ 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.39を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から76号給まで
	3 級	1号給から60号給まで
	4 級	1号給から44号給まで

	5 級	1号給から36号給まで
	6 級	1号給から28号給まで
	7 級	1号給から16号給まで
	8 級	1号給から4号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	3 級	1号給から84号給まで
	4 級	1号給から68号給まで
	5 級	1号給から44号給まで
	6 級	1号給から36号給まで
	7 級	1号給から28号給まで
	8 級	1号給から16号給まで
	9 級	1号給から4号給まで
教育職給料表（一）	1 級	1号給から84号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から24号給まで
教育職給料表（二）	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から36号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から52号給まで
	4 級	1号給から36号給まで
	5 級	1号給から16号給まで
医療職給料表（二）	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から84号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から24号給まで
	7 級	1号給から8号給まで
医療職給料表（三）	1 級	1号給から108号給まで
	2 級	1号給から92号給まで
	3 級	1号給から68号給まで
	4 級	1号給から56号給まで
	5 級	1号給から40号給まで
	6 級	1号給から20号給まで

市町村立学校 教育職給料表	1 級	1号給から104号給まで
	2 級	1号給から96号給まで
	特2級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から52号給まで

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800

	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		
	49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200		
	50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000		
	51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800		
	52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600		
	53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200		
	54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000		
	55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800		
	56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600		
	57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200		
	58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000		
	59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800		
	60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600		
再任	61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200		
用職	62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200			
員以	63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900			
外の	64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600			
職員	65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900			
	66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500			
	67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200			
	68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900			
	69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400			
	70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100			
	71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800			
	72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500			
	73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000			
	74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700			
	75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400			
	76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100			
	77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600			
	78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100	423,300			
	79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800	424,000			
	80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500	424,700			
	81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000	425,200			
	82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700				
	83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400				
	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100				
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600				
	86	239,700	294,800	343,200	383,900	401,300				

87	240,400	295,100	343,700	384,500	402,000					
88	241,100	295,500	344,200	385,100	402,700					
89	241,900	295,800	344,600	385,800	403,200					
90	242,400	296,200	345,100	386,400	403,900					
91	242,900	296,600	345,600	387,000	404,600					
92	243,400	297,000	346,100	387,600	405,300					
93	243,700	297,100	346,300	388,300	405,800					
94		297,500	346,800	388,900						
95		297,900	347,300	389,500						
96		298,300	347,800	390,100						
97		298,500	347,900	390,800						
98		298,900	348,400	391,400						
99		299,300	348,900	392,000						
100		299,700	349,400	392,600						
101		299,900	349,700	393,300						
102		300,300	350,100							
103		300,700	350,500							
104		301,100	350,900							
105		301,300	351,400							
106		301,600	351,800							
107		302,000	352,200							
108		302,400	352,600							
109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200								
115		304,600								
116		305,000								
117		305,200								
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600

	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000	
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700	
再任	61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400	
用職	62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400		
員以	63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000		
外の	64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600		
職員	65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900		
	69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600		
	70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200		
	71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800		
	72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400		
	73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000		
	74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600		
	75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200		
	76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800		
	77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500		
	78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500	454,100		
	79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100	454,700		
	80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700	455,300		
	81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200	456,000		
	82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800			
	83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400			
	84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000			

85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600	434,200
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200	434,800
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700	435,400
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300	436,000
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900	
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500	
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100	
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700	
94	302,800	327,000	354,000	388,600	424,300	
95	304,100	328,400	355,500	389,200	424,900	
96	305,400	329,800	357,000	389,800	425,500	
97	306,500	331,000	358,400	390,300	426,100	
98	307,700	332,300	359,600	390,900	426,700	
99	308,900	333,600	360,700	391,500	427,300	
100	310,100	334,900	361,900	392,100	427,900	
101	311,300	336,300	363,100	392,500	428,500	
102	312,400	337,400	364,200	393,100		
103	313,500	338,600	365,400	393,700		
104	314,600	339,800	366,600	394,300		
105	315,400	340,900	367,800	394,600		
106	316,000	342,000	368,400	395,100		
107	316,600	343,100	369,000	395,600		
108	317,300	344,200	369,600	396,100		
109	317,800	345,400	370,300	396,400		
110	318,400	346,400	370,900	396,900		
111	319,000	347,400	371,500	397,400		
112	319,600	348,400	372,100	397,900		
113	320,400	349,300	372,600	398,200		
114	321,100	350,300	373,200	398,700		
115	321,800	351,300	373,800	399,200		
116	322,600	352,300	374,400	399,700		
117	323,200	353,400	374,800	400,100		
118	324,000	354,000	375,400	400,600		
119	324,800	354,600	376,000	401,100		
120	325,600	355,200	376,600	401,600		
121	326,200	355,700	376,700	402,000		
122	326,700	356,200	377,300	402,500		
123	327,200	356,700	377,900	403,000		
124	327,700	357,200	378,500	403,500		
125	328,000	357,700	379,000	403,900		
126		358,200	379,500	404,400		
127		358,700	380,000	404,900		
128		359,200	380,500	405,400		

	129		359,600	380,800	405,800					
	130		360,100	381,300	406,300					
	131		360,500	381,800	406,800					
	132		361,000	382,300	407,300					
	133		361,200	382,600	407,700					
	134		361,700	383,100						
	135		362,200	383,500						
	136		362,700	384,000						
	137		363,000	384,300						
	138		363,400	384,800						
	139		363,900	385,300						
	140		364,400	385,800						
	141		364,700	386,100						
	142		365,200							
	143		365,700							
	144		366,200							
	145		366,500							
再任 用職 員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考 この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

ア 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	316,200	408,000
	2	206,800	268,500	319,600	410,500
	3	209,000	271,600	323,100	413,000
	4	211,200	274,700	326,600	415,500
	5	213,300	277,800	330,200	418,100
	6	215,500	280,600	333,700	420,600
	7	217,700	283,400	337,200	423,100
	8	219,900	286,100	340,700	425,600
	9	222,200	288,900	344,300	427,900
	10	224,600	291,800	347,600	430,400
	11	227,000	294,700	350,900	432,900
	12	229,400	297,600	354,200	435,400
	13	231,700	300,200	357,500	437,200
	14	234,100	302,800	360,000	439,500
	15	236,500	305,300	362,600	441,900
	16	238,900	307,800	365,200	444,200
	17	241,100	310,200	367,900	446,600
	18	244,200	313,000	370,200	449,000
	19	247,300	315,800	372,500	451,400
	20	250,400	318,600	374,800	453,800
	21	253,500	321,200	377,000	456,300
	22	256,600	324,000	379,100	458,700
	23	259,700	326,800	381,200	461,100
	24	262,800	329,600	383,300	463,500
	25	265,800	332,100	385,300	465,500
	26	268,800	334,600	387,200	467,700
	27	271,800	337,100	389,100	469,900
	28	274,800	339,600	391,000	472,100
	29	277,800	342,000	393,000	474,300
	30	280,500	344,200	394,800	476,600
	31	283,200	346,400	396,600	478,800
	32	285,900	348,600	398,400	481,000
	33	288,500	350,900	400,200	483,000
	34	291,400	353,200	402,000	485,200
	35	294,200	355,500	403,800	487,500
	36	297,000	357,800	405,600	489,800
	37	299,800	359,900	407,200	492,000
	38	302,100	362,000	408,900	494,000
	39	304,400	364,100	410,600	496,000
	40	306,700	366,100	412,300	498,000
	41	308,900	368,100	413,700	500,100
	42	310,100	370,000	415,300	502,000
	43	311,300	371,900	416,900	503,900
	44	312,500	373,800	418,500	505,800

	45	313,600	375,800	419,900	507,800
	46	314,800	377,600	421,500	509,600
	47	316,000	379,400	423,100	511,500
	48	317,200	381,200	424,700	513,400
	49	318,200	383,100	426,300	515,200
	50	319,300	384,900	427,600	517,000
	51	320,400	386,700	428,900	518,900
	52	321,500	388,500	430,200	520,800
	53	322,700	389,900	431,000	522,700
	54	323,800	391,400	432,000	524,400
	55	324,900	392,900	432,900	526,100
	56	326,000	394,500	433,800	527,800
	57	327,100	395,900	434,800	529,500
	58	328,200	397,300	435,700	530,800
	59	329,300	398,800	436,700	532,100
	60	330,300	400,300	437,600	533,400
再任	61	331,400	401,700	438,500	534,700
用職	62	332,500	403,200	439,500	535,700
員以	63	333,600	404,700	440,600	536,700
外の	64	334,700	406,200	441,700	537,700
職員	65	335,700	407,200	442,600	538,500
	66	336,800	408,300	443,600	539,400
	67	337,900	409,400	444,600	540,300
	68	339,000	410,500	445,600	541,200
	69	340,000	411,500	446,600	542,100
	70	341,100	412,400	447,600	542,900
	71	342,200	413,300	448,600	543,800
	72	343,300	414,100	449,600	544,700
	73	344,000	415,000	450,700	545,600
	74	345,000	415,900	451,700	546,500
	75	346,000	416,700	452,700	547,400
	76	347,000	417,600	453,700	548,300
	77	348,100	418,300	454,600	549,200
	78	349,100	418,900	455,200	
	79	350,100	419,500	455,900	
	80	351,100	420,100	456,600	
	81	352,100	420,400	457,400	
	82	353,100	421,000	458,100	
	83	354,100	421,600	458,800	
	84	355,100	422,200	459,500	
	85	355,700	422,600	460,000	
	86	356,300	423,200	460,700	
	87	356,900	423,800	461,400	
	88	357,500	424,400	462,100	
	89	358,200	424,900	462,600	
	90	358,700	425,500		
	91	359,100	426,100		
	92	359,600	426,700		
	93	360,100	427,000		

	94	360,500	427,500		
	95	361,000	428,000		
	96	361,500	428,500		
	97	362,100	429,100		
	98	362,600	429,600		
	99	363,100	430,100		
	100	363,600	430,600		
	101	364,000	431,000		
	102	364,500	431,500		
	103	365,000	432,000		
	104	365,500	432,500		
	105	366,000	433,100		
	106	366,500			
	107	367,000			
	108	367,500			
	109	368,100			
	110	368,600			
	111	369,100			
	112	369,600			
	113	370,200			
	114	370,700			
	115	371,200			
	116	371,700			
	117	372,100			
	118	372,600			
	119	373,100			
	120	373,600			
	121	373,900			
	122	374,400			
	123	374,900			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,300			
	129	377,800			
	指定1				720,000
	指定2				776,000
	指定3				834,000
再任用職員		285,600	297,400	319,700	405,400

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、助教、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の指定1号から指定3号までは、学長のみに適用する。

イ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	

	45	230,900	296,000	363,100	415,700
	46	232,600	298,700	365,200	417,000
	47	234,300	301,400	367,200	418,600
	48	236,000	304,100	369,300	420,200
	49	237,600	306,600	371,200	421,900
	50	239,300	309,100	373,100	423,300
	51	241,000	311,600	375,100	424,900
	52	242,700	314,100	377,100	426,500
	53	244,100	316,500	379,100	428,200
	54	245,800	318,700	380,900	429,700
	55	247,400	320,900	382,700	431,300
	56	249,100	323,100	384,500	432,900
	57	250,600	325,400	386,200	434,500
	58	252,200	327,600	387,900	436,100
	59	253,800	329,800	389,600	437,600
	60	255,400	331,900	391,300	439,200
再任	61	257,000	334,100	392,600	440,800
用職	62	258,600	336,300	394,000	442,400
員以	63	260,200	338,500	395,400	443,900
外の	64	261,700	340,700	396,700	445,500
職員	65	263,200	342,900	398,100	447,200
	66	264,900	345,100	399,400	448,700
	67	266,500	347,300	400,800	450,300
	68	268,200	349,500	402,200	451,900
	69	269,700	351,500	403,700	453,500
	70	271,200	353,600	405,000	455,100
	71	272,700	355,700	406,400	456,700
	72	274,200	357,800	407,800	458,300
	73	275,500	359,600	409,100	459,800
	74	276,900	361,500	410,500	460,800
	75	278,300	363,500	411,900	461,800
	76	279,700	365,400	413,300	462,800
	77	281,100	367,400	414,500	463,600
	78	282,300	369,100	415,800	
	79	283,500	370,800	417,100	
	80	284,700	372,500	418,500	
	81	286,000	374,200	419,900	
	82	287,200	375,700	421,200	
	83	288,400	377,200	422,400	
	84	289,600	378,700	423,700	
	85	290,900	379,800	425,000	
	86	292,100	381,200	426,200	
	87	293,300	382,600	427,400	
	88	294,500	384,000	428,600	
	89	295,700	385,300	429,700	
	90	296,900	386,600	430,800	
	91	298,100	387,900	431,900	
	92	299,300	389,200	433,000	

93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	
125	324,400	419,100	
126	324,800	419,600	
127	325,200	420,100	
128	325,600	420,600	
129	325,900	421,000	
130	326,300	421,500	
131	326,700	422,000	
132	327,100	422,500	
133	327,300	422,900	
134	327,500	423,400	
135	327,800	423,900	
136	328,100	424,400	
137	328,400	424,800	
138	328,600		
139	328,900		
140	329,200		

	141	329,400				
	142	329,700				
	143	330,000				
	144	330,300				
	145	330,600				
	146	330,900				
	147	331,200				
	148	331,500				
	149	331,700				
	150	331,900				
	151	332,200				
	152	332,500				
	153	332,700				
	154	333,000				
	155	333,300				
	156	333,600				
	157	333,800				
	158	334,100				
	159	334,400				
	160	334,700				
	161	334,900				
	162	335,200				
	163	335,500				
	164	335,800				
	165	336,000				
	166	336,300				
	167	336,600				
	168	336,900				
	169	337,100				
	170	337,400				
	171	337,700				
	172	338,000				
	173	338,200				
再任用職員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

- 備考（１） この表は、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （２） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100

	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
	48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900
	49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
	50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
	51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
	52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
	53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
	54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
	55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
	56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
	57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
	58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
	59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
	60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
再任	61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
用職	62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
員以	63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
外の	64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
職員	65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
	66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
	67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
	68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
	69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
	70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
	71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
	72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
	73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
	74	262,600	321,400	393,000		
	75	264,000	322,500	393,700		
	76	265,400	323,600	394,400		
	77	266,500	324,700	395,200		
	78	267,800	325,700	395,800		
	79	269,100	326,700	396,500		
	80	270,400	327,700	397,200		
	81	271,800	328,800	397,900		
	82	273,100	329,600	398,600		
	83	274,400	330,300	399,300		
	84	275,700	331,100	400,000		
	85	276,900	331,700	400,500		
	86	278,200	332,200	401,200		
	87	279,500	332,700	401,900		
	88	280,800	333,200	402,600		
	89	281,900	333,500	403,000		
	90	283,100	334,000	403,700		
	91	284,300	334,500	404,400		
	92	285,500	335,000	405,100		

	93	286,600	335,300	405,500		
	94	287,600	335,800	406,200		
	95	288,600	336,300	406,900		
	96	289,600	336,800	407,600		
	97	290,200	337,400	408,000		
	98	291,100	337,900	408,700		
	99	292,000	338,400	409,400		
	100	292,900	338,900	410,100		
	101	293,800	339,400	410,500		
	102	294,500	339,900	411,200		
	103	295,200	340,400	411,900		
	104	295,900	340,900	412,600		
	105	296,700	341,400	413,000		
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800	344,000			
	111	299,100	344,500			
	112	299,400	345,000			
	113	299,800	345,600			
	114	300,100	346,100			
	115	300,400	346,600			
	116	300,700	347,100			
	117	301,000	347,600			
	118	301,400	348,100			
	119	301,800	348,600			
	120	302,200	349,100			
	121	302,500	349,500			
再任用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500

	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
	57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
	58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
	59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
	60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
再任	61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
用職	62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
員以	63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
外の	64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
職員	65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
	66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
	67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
	68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
	69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
	70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
	71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
	72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
	73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
	74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
	75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
	76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
	77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
	78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
	79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
	80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
	81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
	82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
	83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
	84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
	85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
	86		291,900	328,500	350,300	394,600		
	87		292,100	328,800	350,700	395,200		
	88		292,300	329,200	351,100	395,800		
	89		292,700	329,600	351,500	396,500		
	90		292,900	330,000	351,900	397,100		
	91		293,100	330,400	352,300	397,700		
	92		293,300	330,800	352,600	398,300		
	93		293,700	331,300	353,000	399,000		
	94		293,900	331,600	353,400			

	95		294,100	332,000	353,800			
	96		294,400	332,400	354,100			
	97		294,800	332,600	354,600			
	98		295,100	333,000	355,000			
	99		295,400	333,400	355,400			
	100		295,700	333,800	355,800			
	101		296,000	334,000	356,300			
	102		296,300	334,400	356,700			
	103		296,600	334,800	357,100			
	104		296,900	335,000	357,500			
	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設、食肉衛生検査所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000

	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600
	57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
	58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
	59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
	60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
再任	61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
用職	62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
員以	63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
外の	64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
職員	65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
	66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
	67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
	68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
	69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
	70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
	71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
	72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
	73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
	74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
	75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
	76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
	77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
	78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
	79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
	80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
	81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
	82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
	83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
	84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
	85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
	86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
	87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
	88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
	89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
	90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
	91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
	92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	

93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200
94	283,600	317,800	352,300	371,200	400,800
95	284,600	318,500	353,000	371,700	401,400
96	285,600	319,100	353,700	372,200	402,000
97	286,500	319,800	354,200	372,800	402,500
98	287,300	320,200	354,700	373,300	
99	288,100	320,900	355,200	373,800	
100	289,000	321,600	355,700	374,300	
101	289,800	322,000	356,200	374,900	
102	290,600	322,600	356,700	375,400	
103	291,400	323,200	357,200	375,900	
104	292,200	323,800	357,700	376,300	
105	292,900	324,200	358,000	376,900	
106	293,400	324,700	358,500	377,400	
107	293,900	325,200	359,000	377,900	
108	294,400	325,700	359,500	378,400	
109	294,600	326,100	360,000	379,000	
110	295,000	326,500	360,500	379,500	
111	295,200	326,900	361,000	380,000	
112	295,600	327,300	361,500	380,500	
113	295,900	327,700	362,000	381,100	
114	296,200	328,100	362,500		
115	296,600	328,500	363,000		
116	296,900	328,800	363,400		
117	297,200	329,100	363,800		
118	297,500	329,500	364,300		
119	297,800	329,900	364,800		
120	298,200	330,300	365,300		
121	298,500	330,500	365,700		
122	298,900	330,900	366,200		
123	299,300	331,300	366,700		
124	299,700	331,700	367,200		
125	299,900	331,900	367,600		
126	300,200	332,200			
127	300,600	332,600			
128	301,000	332,900			
129	301,200	333,000			
130	301,600	333,400			
131	302,000	333,800			
132	302,400	334,200			
133	302,600	334,500			
134	303,000	334,900			
135	303,400	335,300			
136	303,800	335,700			
137	304,000	336,000			
138	304,300	336,400			
139	304,700	336,800			
140	305,100	337,200			

141	305,300	337,500				
142	305,700	337,900				
143	306,100	338,300				
144	306,400	338,700				
145	306,500	339,000				
146	306,900	339,400				
147	307,300	339,800				
148	307,700	340,200				
149	307,900	340,500				
150	308,200	340,900				
151	308,500	341,300				
152	308,800	341,700				
153	309,200	342,000				
154	309,500					
155	309,700					
156	310,000					
157	310,400					
158	310,700					
159	311,000					
160	311,300					
161	311,700					
162	312,000					
163	312,300					
164	312,600					
165	313,000					
166	313,300					
167	313,600					
168	313,900					
169	314,300					
再任用職員	233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、保健所、肢体不自由児施設等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	462,500
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	

	45	229,900	265,700	360,700	383,500
	46	231,600	268,300	362,400	385,100
	47	233,300	270,800	364,100	386,700
	48	235,000	273,300	365,700	388,300
	49	236,700	275,800	367,200	389,800
	50	238,400	278,400	368,800	391,300
	51	240,100	281,000	370,500	392,800
	52	241,800	283,600	372,200	394,300
	53	243,100	286,100	373,900	395,500
	54	244,800	288,700	375,400	396,800
	55	246,400	291,200	376,900	397,900
	56	248,100	293,700	378,400	399,100
	57	249,600	296,000	379,900	400,600
	58	251,100	298,700	381,300	401,800
	59	252,600	301,400	382,700	403,100
	60	254,100	304,100	384,100	404,400
再任	61	255,700	306,600	385,000	405,700
用職	62	257,200	309,100	386,200	406,800
員以	63	258,700	311,600	387,400	408,200
外の	64	260,100	314,100	388,600	409,600
職員	65	261,400	316,500	389,700	410,800
	66	263,000	318,700	390,900	411,900
	67	264,600	320,900	391,900	413,100
	68	266,100	323,100	393,000	414,300
	69	267,800	325,400	394,200	415,300
	70	269,300	327,600	395,300	416,500
	71	270,800	329,800	396,400	417,700
	72	272,300	331,900	397,600	418,900
	73	273,600	334,100	398,700	419,800
	74	274,900	336,300	399,800	420,600
	75	276,200	338,500	400,900	421,400
	76	277,500	340,700	402,000	422,200
	77	278,900	342,700	402,900	422,900
	78	280,100	344,600	403,900	423,700
	79	281,300	346,500	404,900	424,500
	80	282,500	348,400	405,900	425,300
	81	283,800	350,200	406,800	426,100
	82	285,000	352,000	407,600	426,800
	83	286,200	353,800	408,400	427,400
	84	287,400	355,600	409,200	428,100
	85	288,500	357,100	410,000	428,800
	86	289,500	358,800	410,800	429,500
	87	290,500	360,500	411,600	430,200
	88	291,500	362,100	412,400	430,900
	89	292,600	363,800	413,200	431,600
	90	293,500	365,100	413,900	432,300
	91	294,400	366,500	414,600	433,000
	92	295,300	367,900	415,300	433,700

93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	
95	297,400	372,000	417,200	
96	298,200	373,300	417,900	
97	299,100	374,300	418,400	
98	299,900	375,300	419,000	
99	300,700	376,300	419,600	
100	301,500	377,300	420,100	
101	302,400	378,400	420,600	
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	
105	304,100	382,300	422,700	
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126		400,100		
127		400,800		
128		401,500		
129		402,200		
130		402,900		
131		403,600		
132		404,300		
133		404,600		
134		405,200		
135		405,800		
136		406,400		
137		406,800		
138		407,400		
139		408,000		
140		408,600		

	141		409,000			
	142		409,600			
	143		410,200			
	144		410,800			
	145		411,200			
	146		411,800			
	147		412,400			
	148		413,000			
	149		413,400			
	150		414,000			
	151		414,600			
	152		415,200			
	153		415,600			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 備考（１） この表は、中学校又は小学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- （２） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が３級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000